

## 金沢市公文書館条例施行規則の一部改正（案）の概要

### 1 趣旨

本市では、特定歴史公文書等を保存し、市民の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行い、もって歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため、金沢市公文書館（以下「公文書館」といいます。）を設置しています。公文書館の設置その他必要な事項は、金沢市公文書館条例（令和4年条例第1号）及び金沢市公文書館条例施行規則（令和4年規則第36号）で定めています。

このたび、休日等（日曜日、土曜日及び国民の祝日（振替休日を含む。）をいいます。）に来館される方への相談体制の強化と歴史公文書等の整理の推進を図るため、休日等における来館予約の受付と、来館予約のない休日等を臨時休館とすることについて、金沢市公文書館条例施行規則の改正を予定しています。

### 2 改正の内容

休日等に来館を希望する方には、4開庁日前（※）まで、来館予約を受け付けます。

来館予約のない休日等は、臨時休館とします。

※ 日曜日又は土曜日に来館を希望される場合、通常の週では、直前の火曜日まで受け付けます。

### 3 施行日

令和5年3月下旬（予定）

## 《参考》 金沢市公文書館の概要

### (1) 施設の概要

- ① 位置 金沢市玉川町2番2号
- ② 施設 閲覧室、作業室、閉架書庫

### (2) 主な事業

- ・ 歴史公文書等の移管等に関すること。
- ・ 特定歴史公文書等を整理し、及び保存すること。
- ・ 特定歴史公文書等を一般の利用に供すること。
- ・ 特定歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
- ・ 歴史公文書等の利用に関する普及啓発を行うこと。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

### (3) 施設の利用

- ① 開館時間  
午前10時から午後5時まで
- ② 休館日  
月曜日（休日を除く）、年末年始（12月29日から1月4日まで）、  
特別整理期間など